

八溝山周辺地域定住自立圏 広域無料法律相談

■日時 9月13日(木) 午後1時30分～4時30分(1人20分間)
■会場 トコトコ大田原 **■内容** 法律上の困りごと
■応対者 弁護士2名 **■定員** 18名(定員になり次第締切り)
■予約方法 9月6日(木)から12日(水)までの期間に、電話で予約してください。
■申込み・問合せ 大田原市総務課 ☎0287-23-1111



▼日時 8月17日(金)、9月7日(金)
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 行政上の困りごと
▼応対者 平山英夫行政相談委員
▼問合せ(自宅) ☎75234
▼日時 8月20日(月)午前10時～午後3時
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 身の回りの心配ごと
▼応対者 民生委員 3名
▼問合せ 那須町社会福祉協議会 ☎75133

▼日時 8月23日(木)、9月4日(火)
▼会場 不動産会館東北支部
▼内容 不動産取引など
▼応対者 相談員 2名
▼問合せ 宅建協会東北支部(那須塩原市) ☎6677
▼日時 8月24日(金)午前10時～11時20分、午後1時～2時20分
▼会場 那須塩原市役所
▼内容 交通事故など
▼応対者 交通事故相談員 1名
▼予約方法 3日前までに電話

▼日時 9月9日(日)午後1時～4時(1人20分間)
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 法律上の困りごと
▼応対者 弁護士 1名
▼定員 8名(要予約)
▼予約方法 8月27日(月)から電話で予約受付を開始し、定員になり次第締め切ります。(土日祝日は予約できません)
▼申込み・問合せ 総務課総務係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

▼日時 8月27日(月)午前9時30分～正午
▼会場 ゆめプラザ・那須
▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎76917

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、
「那須町消費生活センター」へ!
■開所日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
■時間 午前9時～正午、午後1時～4時
■場所 那須町役場内1階東側
■電話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号188番へ
 土日など役場がお休みの時にも、相談可能な窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

事例1
 「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届き、電話をしたら、弁護士を名乗る者を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて取り下げ料10万円を支払った。
 (60歳代 女性)

事例2
 大手通販会社の名前でSMSが届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと法的措置を取るとあったので電話をしたら、未納サイト料金を請求された。19万円、さらに50万円分のプリペイドカードを購入し、番号を伝えて支払った。
 (60歳代 男性)

消費の豆知識
架空請求
心当たりのない請求は無視!

ありません。連絡してしまうと個人情報知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。不安に思ったら、すぐに消費生活センター等にご相談ください。困ったときは一人で悩まず相談しましょう。